破産手続終結

平成２５年（フ）第１２１号
大阪府東大阪市菱江４丁目３番31号
破産者　有限会社西田電建
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４８号
大阪市東淀川区豊新２丁目９―19、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区谷町６丁目２番13号
破産者　株式会社勝美堂
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９２号
千葉県市川市上妙典1610番地
破産者　市川共立運送株式会社
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２５９９号
岐阜県飛騨市古川町是重110番地
破産者　株式会社イレックスフーズ
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１２９号
愛知県あま市蜂須賀髙代2020番地の１
破産者　株式会社美和石油店
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０３号
広島市東区東蟹屋町16番30号
破産者　三原紙業株式会社
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４１号
熊本県八代市本町２丁目４番13号
破産者　株式会社大同組
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４７号
鹿児島県伊佐市大口鳥巣1126番地
破産者　有限会社鹿児島尚健
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１３１７号
東京都府中市多磨町１丁目39番地の７府中クレストハウスＮｏ．４
破産者　鶴林　　昇
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３１８号
東京都国分寺市戸倉４丁目７番地47
破産者　鶴林　裕久
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４１１号
東京都武蔵村山市中藤２丁目13番地の３、破産手続開始決定時の住所東京都武蔵村山市中藤５丁目67番地の12
破産者　斉藤　義彦
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０４５号
神奈川県藤沢市葛原2500番地２
破産者　有限会社ジェイテック
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６２号
愛知県田原市保美町西原621番地
破産者　株式会社日建
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２４号
三重県伊勢市馬瀬町1094番地５
破産者　松﨑　雅文
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第９号
広島県福山市神辺町字湯野1800番地、開始決定時の住所広島県福山市神辺町字湯野1798番地１
破産者　津島　昭子
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２４８号
札幌市中央区南17条西12丁目１番40号　Ｓ―Ｃｏｕｒｔ山鼻302号、開始決定時の住所札幌市中央区南11条西16丁目１番20―502号
破産者　吉田眞由美
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４号
秋田県大仙市佐野町22番10号
破産者　佐藤美代子
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第８８７０号
大阪府茨木市東太田１丁目５番115号、前住所奈良市あやめ池南１丁目６番41―207号
破産者　大石　晶久
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部